

# 安保法制(戦争法制)は「憲法違反」

## — 衆議院憲法審査会で憲法学者3人が明言

### 「教え子を再び戦場に送らない」の声をあげ、 「戦争法制」を廃案に追い込もう



発行 780-0013 長崎市中央2丁目2番5号  
 長崎高教組会館  
 長崎県高等学校教職員組合  
 ☎ (095)-827-5882  
 FAX (095)-826-2976  
 編集責任者 小田 誠  
 購読料 一部10円  
 組合員は組合費に含む  
 メールアドレス naga-kks@fsinet.or.jp

6月4日の衆議院憲法審査会で、自民党、民主党、維新の党から推薦された憲法学者3人全員ともに、集団的自衛権を行使可能にする新たな安全保障関連法案（「安保法制」「戦争法制」）について「憲法違反」との見解を示しました。

自民党推薦で憲法改正に慎重な立場の長谷部恭男・早大教授は、「集団的自衛権の行使が許されるというのは憲法違反。閣議決定の文脈自体に大いに欠陥がある。個別別的自衛権のみ許されるという論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのか」と批判しました。

民主党推薦で9条改正が持論の小林節・慶大名誉教授は、「仲間の国を助けるため、海外に戦争に行くのは集団的自衛権で、憲法9条違反。閣議決定で、政府が積み上げてきたものが、論理的に吹っ飛んだ」と指摘しました。

維新の党推薦の笹田栄司・早大教授は、「自民党政権と内閣法制局がつくってきた従来の憲法解釈はガラス細工で、ぎりぎり保っていた。いまの安保法制の定義は、踏み越えてしまっており違憲だ」と指摘しました。

また、長谷部氏は「これまで武力行使が許されるかも不明確で、立憲主義にもとると」と指摘しました。小林氏も「国会が多数決で法律をつくれれば、国会による憲法軽視、立憲主義に反する」と指摘し、「後方支援の拡充について、武力行使の一体化そのもの」として、銀行強盗を手伝うことにとえて「長谷部先生が銀行強盗して、僕が送迎すれば、一緒に強盗したことになる」と痛烈に批判しました。

以上の「憲法違反」発言を受けて、菅官房長官は「違憲じゃない」という著名な憲法学者もいっぱいいる」と会見で語っています。一方、法案の廃案を求める声明に賛同する憲法学者や研究者は5日午後の時点で186人上っていることが、朝日新聞で紹介されています。

日新聞で紹介されている故林、笹田の3氏はこの声明の呼びかけ人や賛同者に名前を連ねていません。

「明日の自由を守る若手弁護士」の会が調査し、作成した資料によると「集団的自衛権行使合憲」3人に対し「違憲」189人とのことです。ちなみに、合憲を唱える3人は、八木秀次・麗澤大教授、西郷地章・日大教授、西修・駒沢大名誉教授で、

それぞれ「日本教育再生機構」、「日本会議」、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の理事や委員で安倍首相と関係の深い学者です。

6月6日の長崎新聞では、「学者に広がる危機感」「法の支配が崩れる」という見出しで、「違憲発言の」背景には、「法案が成立すれば、この国の法の支配の原則が崩れる」との危機感がある。「法律がむやみに変更されず、法に従って安心して生活できることを意味する『法の安定性』や、法解釈が合理的であることは法治国家の根幹であり、その秩序を揺るがすのではないか、との懸念を憲法学者たちは抱えている」と解説しています。

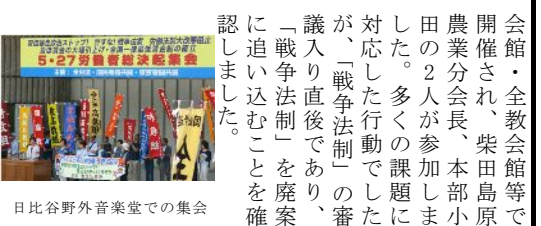
多くの憲法の専門家が、「安保法制(戦争法制)は「憲法違反」と表現していることに対しては、いつものごとく、安倍内閣は馬の耳に念仏です。

合憲 3人 vs 189人 違憲

「憲法違反」という著名な憲法学者もいっぱいいる」と会見で語っています。

## 「5・27安倍暴走政治ストップ中央行動」報告

「集団的自衛権行使など、戦争できる国づくりをめざす戦争立法反対!」および「労働法制改悪阻止・最賃大幅引き上げ!」を掲げて、早朝街宣行動、総務省前要求交渉、厚生労働省前行動、5・27労働者総決起集会、国会請願デモ、国会議員要請行動、「STOP!戦争法制・安倍教育再生」意思統一集会在5月27日、霞ヶ関・日比谷野外音楽堂・衆議院議員



「子どもたちの未来に責任を負う教職員として、「戦争する国」づくりではなく、憲法をいかに「平和を広げる国」づくりをめざす行動を起こしましょう」

6月24日までの国会で、被爆県長崎の教職員として、子どもたちの未来を閉ざすことがないように、今こそ行動を起こす時です。

先の大戦で、教職員がおかした過ちを繰り返さないよう、敗戦後、教職員は「教え子を再び戦場に送らない」という誓いを胸に、教育を作り上げてきました。今、その誓いを、願いが踏みじられるようにしています。戦争は、敗者だけでなく勝者にも多くの犠牲を強います。

今後のとりくみについで、別紙の『組合員のみなさんよびかけます』で具体的に提起しています。平和憲法を破壊する「戦争法制」を廃案に追い込むために、一人ひとりができることをやりきりましょう。

## 全国高校懇談会 報告 「教え子を再び戦場に送らない」



「ル沖繩」のたたかいを教訓に、教職員として生きることの原点に立って、「教え子を再び戦場に送らない」ための具体的な取り組みを意思統一しました。関係省庁・団体・国会議員への要請行動にとりくみました。

交渉、要請行動の後、有楽町マリオン前で、「戦争法制」関連法案の拡充を広く情宣し、チラシ配布にとりくみました。小雨模様でしたが、多くの方が耳を傾け、チラシを受け取りました。

高校懇談会は、各校全国組織の違いを超えて結果、憲法、子どもへの権利条約にもとづき、民主教育の発展をめざして交流・討論を深めます。意思統一集会では、「戦争法制」関連法案を廃案に追い込むため、7年に及ぶ橋下維新の攻撃に抵抗し続けた「オール大阪」のたたかいや「才

5月24日付けの朝日新聞の「安保法制 安倍政権の『話法』から考える」という記事の一部に解説を追加して紹介します。

○安倍政権の「新語法(Speak good)」

①「平和安全法制」

「平和のため」に憲法の平和主義を放棄し軍事支援を認めます。そんなうそは通用しません。戦争の悲劇は「平和のため」自国の正義を押し通すことから始まると、歴史が証明しています。

②「平和への積極的貢献」

地球上のどこへでも行って米軍の軍事作戦を支援すること。それなのに日本が米国の戦争に巻き込まれることは「絶対」にあり得ない「アリエナーイ」。

③ポツダム宣言を読んでもいない、読んでもいないものから脱却するとはアベマジック。

④自衛隊員のリスクは高まらない。自衛隊発足以来一八〇〇人の自衛隊員が殉職している。戦闘での死者はゼロだと理解しているのか知らん。

⑤自分への批判は「レッテル貼り」、自らが行う批判は「言論の自由」。

⑥国会への法案提出前に、米議会で約束し、同時に民主主義のすばらしさを熱く語る。

どれもアベコペ。

国会は「憲法違反」と表現していることに対しては、いつものごとく、安倍内閣は馬の耳に念仏です。

「安保法制(戦争法制)は「憲法違反」と表現していることに対しては、いつものごとく、安倍内閣は馬の耳に念仏です。



# 全ての分会からの代議員の参加で第86回定期大会を成功させよう

高教組は、6月20日「15年度運動方針」、3号議案書では、1頁から33頁まで、14年度の運動の経過と総括が記載されています。多くのとりくみの中で、特に前進面と高教組が果たした役割を確認しておきたいのが、次の点です。

## 14年度の運動を総括し、実現した前進面と高教組が果たした役割を確認しよう

2号議案を中心とする

I 「給与制度の総合的見直し」や55歳昇給停止は強行されたが、部活動指導手当等の増額、夏季休暇の5日への拡大などを実現した14年度交渉のとりくみ(議案書12〜14頁)

II 平均11・2%もの賃下げ(退職金も百万円を大きく超える減額)を大きく押し戻した現業賃金交渉(同14・15頁)

III 県教委提案の問題点を明らかにし、経過措置については現場教職員の意見を反映させた人事異動基本方針変更に対するとりくみ(同21頁)

IV 定時制・通信制生徒の教科書代・夜食費の補助削減をくいどめたとりくみ(同29頁)

同時に、組合員拡大のとりくみや職場活動については、各分会での様々な努力はあるものの、到達点としては過去数年と同レベルにとどまっている現状もリアルに総括しなければなりません(同1〜5頁)。

## 「戦争法制」をはじめとする「戦争する国づくり」や「成績主義賃金」導入などが狙われている重大な情勢

議案書の34頁〜40頁では、憲法・国民生活・教育・教職員をめぐる情勢について記載されています。特に、現在、国会で審議されている「戦争法制」の問題点をささげるとともに、「戦争する国づくり」と「企業が世界で一番活動しやすくなる国づくり」のための「人材育成」をねらっている安倍政権の



出、6号議案「大会スロ1ガン」の第2号議案と第3号議案のポイントは次のとおりです。

15年度の運動方針については、議案書の41頁で次の3つを重点課題として提起しています。

I 「長崎高教組組織建設3か年計画」の初年度として、50人の新加入、組合員の純増を実現する。

II 教職員を分断し、教育を破壊する「成績主義賃金」の導入を阻止する。

III 「教え子」を再び戦場に送るな」のスローガンを高く掲げて職場や地域でのとりくみを強め、集団の自衛権をはじめとする「戦争法案」の成立を阻止する。

## 15年度の高教組運動の3つの重点課題

そして、それぞれの重点課題についてのとりくみ方針を、①については41・42頁、②については44頁、③については50頁で提起しています。

重点課題以外の方針案で、運動の到達点や情勢に呼応して、従来の方針に新たに加えたり、書き換えた部分としては、人事異動基本方針に対する要求(議案書46頁)、高校における「特別支援教育」にかけるとりくみ(同48頁)、自衛隊の「海兵隊化」等に反対するとりくみ(同51頁)などがあります。

## みんなの経験と知恵を活かして「組織建設3か年計画」を確定しよう

「長崎高教組組織建設3か年計画」については、3月末に開催した全県分会長・支部代表者会議で提起されましたが、内容を少し整理した上で、4月以降のとりくみの経験も活かしながら、定期大会での組織的な討議で確定しようとするものです。

3号議案は、その前半で、長崎高教組がこれまで実現してきた成果と、高教組が果たしている役割を、組合員自身が確認して、未組合員に加入を

各分会で議案討議を行う、全ての分会からの代議員の参加と活発な討議で、第86回定期大会を成功させよう。

動など6項を列挙したうえで、具体的な目標と取り組みを提起しています。

3月末の「3か年計画」の提起以降5月末までに、すでに7人の新加入が実現しています。

こうした経験とみんなの知恵をいかして「3か年計画」をより豊かなものにしなす。

## 2014年度の出退勤時刻調査の集計結果

### 全日制高校では4割以上の教職員が過労死水準の長時間労働... 1年間ずーっと月80時間を超える超勤をしている教職員が69人も

県教委は5月28日、昨年度の出退勤時刻調査の集計結果を明らかにしました。その結果、

県立学校の教職員の長時間労働の深刻な実態が改めて明らかになりました。

◆2014年度の年間平均で月の超勤が80時間及び100時間を超えた職員の割合

表下段の( )は13年度比での増減	全体	全日制普通	全日制農業	全日制工業	全日制商業	全日制総合	定時制通信制	県立中学校	特別支援学校
100時間以上	10.2% (-0.3)	22.2% (-0.6)	7.3% (-1.0)	9.2% (-0.1)	9.6% (-0.5)	7.5% (-0.1)	0.1% (-0.1)	14.8% (11.4)	0.08% (-0.03)
80時間以上	16.9% (-0.4)	34.1% (-1.0)	15.2% (-0.6)	15.0% (-0.3)	18.7% (-2.3)	15.2% (-0.9)	0.9% (-0.9)	27.0% (4.9)	0.7% (-0.1)

※100時間超の年平均の推移 (80時間超の集計は13年度から)  
 全体: 8.7% (09年度) → 9.3% (10年度) → 9.8% (11年度) → 10.2% (12年度)  
 全日制普通科: 18.1% (09年度) → 19.1% → 19.6% → 21.8% (12年度)

2ヶ月以上月80時間超の超勤をした教職員は全体で28%、全日制高校で42%。昨年度の確定交渉の結果、今回から80時間超の超勤が2ヶ月以上続いている教職員の人数も集計結果が明らかにされることになりました。その内容は下の表のとおりです。超勤が80時間を超える月がなかった教職員は、県立学校全体で6割、全日制高校では4割強です。

労災で過労死と認定する場合の基準が設定されていますが、直前の1ヶ月の残業が100時間を超えるか80時間超の残業が2ヶ月以上続いた場合は、「業務と(心疾患などの)病気の発症との関連性が強い」とされており、長時間労働が最も深刻な状況の指標となっています。今回の集計結果で見れば、昨年度の1年間で、80時間超の超勤が2ヶ月以上続いた期間がある教職員は、県立学校全体で28%、全日制の高校では

月100時間超・80時間超の割合は前年度比で微減でも依然として高い水準

月の超勤が100時間超及び80時間超の教職員の割合は表のとおりです。県立学校全体ではいづれも前年度比で微減となっていますが、月100時間超の教職員の割合は、12年度と同じで、調査が始まった09年度以降2番目の高さであり、依然として高い水準にあります。

月80時間超の集計は一昨年度からですが、前年度比で若干減少したとはいえ、過労死水準と言われる月80時間超の超勤をしている教職員が県立学校全体で6人に1人、全日制の普通高校では3人に1人を超えているというの深刻な状況です。

◆1年間(12ヶ月)で月の超勤が80時間を超えた回数ごとの人数

	0回	1-2回	3-4回	5-6回	7-8回	9-10回	11-12回
県立学校全体	2357	437	295	201	196	205	160
全日制高校	1080	406	280	198	194	204	160
定通・特支	1277	31	13	5	2	2	0

◆超勤が80時間を超えた月がある人の中で数ヶ月連続で超えた人の人数

	連続無し	2-3ヶ月	4-5ヶ月	6-7ヶ月	8-9ヶ月	10-11ヶ月	毎月
県立学校全体	414	474	287	130	49	68	59
全日制高校	383	428	283	129	49	68	58
定通・特支	31	16	4	1	0	0	0

※数ヶ月連続が年に何回ある場合は最も長い期間でカウント

2ヶ月以上月80時間超の超勤をした教職員は全体で28%、全日制高校で42%。昨年度の確定交渉の結果、今回から80時間超の超勤が2ヶ月以上続いている教職員の人数も集計結果が明らかにされることになりました。その内容は下の表のとおりです。超勤が80時間を超える月がなかった教職員は、県立学校全体で6割、全日制高校では4割強です。

労災で過労死と認定する場合の基準が設定されていますが、直前の1ヶ月の残業が100時間を超えるか80時間超の残業が2ヶ月以上続いた場合は、「業務と(心疾患などの)病気の発症との関連性が強い」とされており、長時間労働が最も深刻な状況の指標となっています。今回の集計結果で見れば、昨年度の1年間で、80時間超の超勤が2ヶ月以上続いた期間がある教職員は、県立学校全体で28%、全日制の高校では

42%にもなります。そして、1年間の半分(6ヶ月)以上月80時間超の超勤がある教職員は全体で17%、全日制高校で26%、1年間ずーっと月80時間超の超勤をしている教職員が69人もおり、いつ過労死が起きてもおかしくない状況です。

出退勤時刻調査の正確な記入と安全衛生委員会や職員会議での協議を

このように、出退勤時刻調査は、教職員の長時間労働の実態を示す貴重なデータになっています。しかし、「記入が煩わしい」「100時間を超える」と管理職面談があるから面倒だなどと正確に記入していない人がいるという話もあちこちで聞きます。記入されない長時間労働は無かったことになり、さちんと記入しない人が増えれば、超勤縮減がすすんでいく」と評価される恐れもあります。出退勤時刻調査の意義を確認し、正確に記入することが重要です。

そして、このデータを超勤縮減のために活用する重要なポイントとして、各学校の安全衛生委員会、月の超勤が80時間を超えている人がその学校に何人いるのかを明らかにして、対策を協議することがあります。また、県全体の総括安全衛生委員会では、「職員会議などの会議の中で、校務負担の軽減などの意見交換を県立学校の教職員の安全・衛生に関する総合対策の「具体的」とりくみとして決定しています。

職員の超勤の具体的な実態を職場全体で明らかにして対策を協議することが求められています。